

第116回 公文書管理委員会 議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

第116回 公文書管理委員会 議事次第

日時：令和7年12月17日（水）10:29～11:26

場所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

開 会

- 1 令和6年度における公文書等の管理等の状況について
- 2 サイバー通信情報監理委員会行政文書管理規則案について
- 3 公正取引委員会における行政文書の管理に関する定めの一部改正案について
(諮問)
- 4 その他

閉 会

(出席者)

小幡委員長、伊藤委員長代理、上原委員、川島委員、木村委員、葭葉委員、岩崎専門委員

津島内閣府副大臣、相川総合政策推進室長、藤本独立公文書管理監、後藤大臣官房審議官・公文書監察室次長、前川公文書管理課長・公文書監察室参事官、田原公文書管理課企画官、岡田独立公文書管理監付参事官付企画官

高村内閣官房サイバー通信情報監理委員会設置準備室内閣参事官

森デジタル庁統括官付参事官

鎌田国立公文書館長

○小幡委員長 それでは、ほぼ定刻になりましたので、第116回「公文書管理委員会」を開会いたします。

本日は、私を含めた7名の委員、専門委員が会議室・オンラインで出席しております。森本委員、南雲専門委員は欠席となります。

そのほか、内閣府、国立公文書館館長が出席しております。また、議題2の関連で、内閣官房から参事官が、議題4の関連でデジタル庁から参事官が出席されています。

本日は、津島副大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただければと思います。

○津島副大臣 公文書管理担当の内閣府副大臣を拝命いたしました津島淳でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本委員会では、小幡委員長をはじめ、委員、専門委員の皆様に公文書の適切な管理のため、大変熱心に御議論・御審議いただきおり厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

公文書は民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であります。そして、一方で、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たすためにも重要なものでございます。私自身、衆議院議員になってから、時間軸というものを大事に物事を考えるようになっております。時間軸、すなわち今の問題を考える上で過去を振り返り、そこから何を導き出すか、それを未来につなげていくという考え方で様々な課題に取り組んでおります。

その過去と今と未来をつなぐものがまさに公文書であると思っておりますので、引き続き公文書というものを適切に管理していくことが大変重要であります。よって、その取組を引き続き推進していくとともに、今はデジタル化の時代でございます。急速な進展の中でも電子公文書で効率的に管理し、長期間確実に保存していくことなど、デジタル時代に即した公文書管理の実現を図ってまいります。

また、令和11年度末には国立公文書館の新館が開館いたします。その開館に向け、機能の体制の整備等を進めてまいります。

こうした取組を適切に推進していくためには、公文書管理委員会において第三者的立場から御審議いただくことが重要でありまして、委員の皆様には引き続き御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、令和6年度における公文書管理等の状況についての報告などについて御審議いただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては忌憚のない御議論をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○小幡委員長 津島副大臣、大変ありがとうございました。

それでは議事に入つてまいります。

報道のカメラの方々は御退室をお願いいたします。

○小幡委員長 津島副大臣におかれましては御多忙で、所用により、ここで御退席となります。ありがとうございました。

○津島副大臣 よろしくお願ひいたします。

○小幡委員長 それでは議事に入ります。

まずは議題1「令和6年度における公文書等の管理等の状況」について、内閣府から説明をお願いいたします。

○前川課長 それでは、令和6年度の公文書等の管理状況報告について御説明いたします。資料につきまして、詳細な全体版は資料1-2としておりますが、ポイントをまとめた資料1-1で御説明をさせていただきます。

この管理状況報告につきましては、公文書管理法に基づきまして、行政機関における行政文書、それから、独立行政法人等における法人文書、そして、国立公文書館等における特定歴史公文書等の保存や利用の状況につきまして、毎年度、各機関が内閣総理大臣に報告し、内閣府がその概要を取りまとめて公表するものでございます。

まず、資料1-1の1ページ、行政文書の管理の状況ですけれども、令和6年度末時点での行政文書ファイル等の総保有数は約2,013万ファイルとなっておりまして、このうち令和6年度に新規に作成されたものが約302万ファイルとなってございます。

下の表の令和6年度、うち新規のところを見ていただきますと、302万ファイルのうち特別の機関、これは主に自衛隊ということになりますけれども、こちらが約半数の割合となっておりまして、続いて4割が地方支分部局、そして、本省庁が4%程度という割合になっております。

次に、これらのうち電子媒体で管理しているものにつきましてデータを取りまとめておりますけれども、こちらは行政文書ファイル総数の29.7%、それから、令和6年度の新規作成分で見ますと51.7%となっておりまして、共に前年度の令和5年度と比較をいたしますと、それぞれ6.0ポイント、8.2ポイントの上昇となっておりまして、それ以前からの経年で見ましても着実に伸びているということでございます。令和6年度新規作成分につきましては今回初めて半数を超えたというような状況でございます。

あわせて、資料1-3に飛びますけれども、電子媒体のみで管理している行政文書ファイルの割合、こちらも例年、行政機関ごとにお示しをしている資料になります。左から令和6年度、5年度、4年度と経年で電子割合を掲載しておりますとともに、一番右の欄、「うち本省」と書いておりますが、こちらは令和6年度の本省における電子割合を記載しているところでございます。

一番右下のところを御覧いただきますと、全省のうち本省の合計の数値で見ますと73.5%となっておりまして、前年度の令和5年度が66.3%でございましたので、7.2ポイント上昇しているという状況です。こうした状況を見ますと、今後更なる底上げを図っていく上では、地方支分部局への働きかけを含めた取組を行っていくということが効果的ではないかと考えるところです。

内閣府といたしましては、今回の管理状況報告の結果・数値を各省庁に共有する場におきまして、地方支分部局での電子割合向上に具体的に取り組んでいる幾つかの省庁にその

内容等を発表していただきまして、他の省庁の取組への横展開を図るなど、引き続き取組を促してまいりたいと考えているところです。

資料1－1に戻りまして2ページ、真ん中ほどの四角囲いになりますが、令和6年度に保存期間が満了した行政文書ファイルの数ですが、総数が約368万ファイルとなっておりまして、このうち国立公文書館等に移管とされたものが約1万5,000ファイル、全体の0.4%となっておりますが、これは前年度とほぼ同じ割合となっております。廃棄とされたものが約323万ファイル、延長が約43万ファイルとなっております。

3ページ、紛失等事案の件数ですけれども、令和6年度につきましては338件でした。こうした事案につきましては、関係者等への注意喚起や指導、また、そうした事例が発生した当該部局にとどまらず全行政機関内への周知、あるいは業務手順の見直し等によりまして再発防止の措置が講じられるとともに、可能なものについては復旧措置が講じられております。また、懲戒処分事案のケースは6件となっております。

続きまして、4～5ページ、2つ目の柱、独立行政法人等における法人文書の管理の状況についてです。

総保有数で見ますと約699万ファイル、それから、令和6年度新規作成分は約68万ファイルとなっておりまして、いずれも前年度から大きな変化はない状況です。

こちらも電子媒体の割合を見ますと、総保有数のうち14.3%、それから、令和6年度新規作成分の32.1%と、前年度に比べますとそれぞれ2.5ポイント、5.1ポイント上昇しているという状況でございます。また、令和6年度に保存期間が満了したファイルが約93万ファイルとなっておりまして、国立公文書館等に移管されたものが7,151ファイルとなっております。

5ページ、紛失等事案の件数ですが、29件で前年度と同数となっております。研修と監査の状況を見ますと、対象法人が全部で191法人あるのですが、令和6年度に実施していない法人数が、研修については1法人、監査について3法人ということで、実施していない法人の数はかなり減ってまいりましたけれども、未実施の法人には実施をするよう、また、それ以外の法人にも引き続き適切な実施を求めていきたいと考えております。

続きまして、6～7ページ、こちらは3つ目の柱、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況です。

6ページの1つ目の○、令和6年度末時点における特定歴史公文書等の総所蔵件数は約243万件となっておりまして、令和6年度中に約6万7,000件を新規で受け入れているという状況です。

下の○になりますけれども、利用請求件数は6年度中に利用請求があった1万162件と前年度末に処理中であったものを加えまして総計1万2,189件、このうち利用決定を行い処理済みとなっているものが9,503件、約8割弱となっております。また、実際の利用状況につきましては7ページの上の表にありますとおり、4,888件となっております。

最後に、展示会・見学会の数等を記載しておりますけれども、経年で見ましても、ここ

数年、回数はいずれも増えているという状況です。説明は以上です。

○小幡委員長 それでは、ただいま公文書等の管理状況についての御説明をいただきましたので、質疑応答・意見交換に入ってまいります。

委員、専門委員の皆様、いかがでしょうか。

では、岩崎専門委員、お願ひいたします。

○岩崎専門委員 早稲田大学の岩崎です。丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。

本件は、毎年度この行政文書ファイルの管理・保有とデジタル化の進捗状況について御報告いただいておりますけれども、今回の本省のデジタル行政文書比率が73.5%という数値になっているということ、また、新規文書のデジタル化も着実に増えておりますので、こういったところは大きく評価できる点かと思っております。

また、これまで紙文書が非常に多いと指摘されておりました。例えば厚労省のデジタル化も事前説明でも伺いましたけれども、2割ほど改善しているということですので、こちらもかなり善処されているのかなと拝察しております。

引き続きデジタル化に努めていただきたいということと、地方支分部局のデジタル化のスピードもぜひ高めて、更に本省との連携を進めていただきたいと思っています。

あと、こちらの成功要因ですけれども、デジタル化をなぜ進められたのかということを事前にお伺いいたしました。その件につきましては、今日、政府CROの藤本さんも御同席されていらっしゃるかと思うのですけれども、CROの方々が御助言などをされてこられたというところ、非常に効果があったのではないかというような御説明もいただいております。この委員会でもCROの充実化ですか、そういったところもこれまで長く議論してまいりましたので、その役割が貢献されているのかなと実感しております。この点も非常に大きく評価できるのではないかと思っております。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございました。

今の点、事務局はよろしいですか。

○前川課長 ありがとうございます。

御指摘いただきましたとおり、今回数値が伸びているところは、本省のCRO室が主導的に地方支分部局に対してアドバイスをしたり、あるいは地方支分部局からヒアリングをして、それに対してこういったことをやればいいというような具体的な話をしている点が大きいことが分かりましたので、先ほども御説明しましたとおり、各省にもそうした事例の共有を図っていきたいと思っております。また、今年度、テーマ別監査におきましてもCRO室をテーマに取り上げておりますので、そうした点も、我々のほうでも引き続き状況を把握していきながら改善につなげていきたいと思っております。

○小幡委員長 ほかにはいかがでしょうか。

オンラインで参加の委員の先生方、よろしいですか。

では、木村委員、お願いいいたします。

○木村委員 木村でございます。今の御発言を受けて雑駁な印象を申し上げますが、全体として電子化が進んでいるという内容に加えて、昨年度に比べて表の形式を見やすく改善・微調整いただいたと思いますので、その辺も大変結構なことかと思っております。

細かなことで1点なのですが、資料1-1の3ページの真ん中辺りの表で、紛失・誤廃棄の関係の数値が挙げられます。昨年度よりは少し増えているということだとは思いますが、御説明を伺っている限りは、紛失・誤廃棄の中での紙文書の割合が多いということで、その辺りも今後、電子化によって改善していくという面があろうかと考えております。

これは後の話でむしろお聞きするべきなのかもしれません、紛失・誤廃棄の中の紙ベースの割合を考える手がかりとして、資料4-1でデジタル庁の所在不明のデータをいただいて、この中で、圧倒的に紙の割合が多いということで、今の認識が確認できるところでございます。もともとデジタル庁は電子化の割合が多いわけで、ほかの省庁の紛失の事案であればなおさら紙媒体の紛失が多いのだろうという推測をしております。そういう認識でよろしいのかというのが1点確認です。

あわせて、資料4-1の所在不明の分については、来年度の取りまとめにおいてデジタル庁の紛失・誤廃棄ということで計上されるのか、それとも引継元・引継先ということで按分して計上されるのか、テクニカルな話ではございますが、御説明いただければ幸いです。

以上です。

○小幡委員長 質問があったかと思いますのでお願いいいたします。

○前川課長 まず、後段の御質問の件ですけれども、先生の御認識のとおり、令和7年度の状況報告を来年度御報告いたしますので、そこで計上することになりますて、こちらはデジタル庁からの計上ということになろうかと思っております。

それから、先生からも前段で御指摘いただいたとおり、紛失・誤廃棄の事案は圧倒的に紙媒体の割合が高いところでございますので、どうしても古いものはもともと紙でつくられたものが多いということですが、今回御説明いたしましたとおり、新規で作成する分については電子化がかなり進んでいるということで、引き続き地方支分部局も含めて電子化の取組を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございました。

それでは、上原委員、お願いいいたします。

○上原委員 既に御説明があったり、あるいは委員からの御発言があったことにかぶるかもしれませんけれども、電子化の割合の進捗について、確実に進んでいるところが多いということと、また、実際にCROからの働きかけが功を奏したように見受けられるところもあるということは非常に心強いところであると思っています。

一方で、残念ながら、なかなかパーセンテージが伸びていかない省庁・行政機関が幾つ

かかり、その中でも結構な数の文書を扱っておられるところがあると思っております。名指しで申し訳ないのですけれども、法務省がすごく頑張って最近伸ばしてこられたなという印象とは裏腹に、検察庁が全然伸びないというのが気になっていまして、もちろん検察庁もいろいろなお仕事がある中で、いわゆる電子化になじまないものが中に含まれているのかもしれません。

私など自治体に近い立場においてますと、検察庁とのやり取りというところで実際に発生する業務の中の一つに、いわゆる公民権に関する手続で、紙のやり取りが行われることがあり、検察庁から、この方は有罪判決が行われましたのでというようなところの通知が行われるようなパターンがあるのです。そのときが紙のワークになっており、紙のワークであるがゆえに残念ながら事務ミスが発生しやすい場面になっていて、これは電子化がどちらかでできていれば、全体の電子化という話も進むのにと思いながらうーんというところがあつたりします。

これは本当に一例にすぎませんけれども、多分幾つか、今まで紙からなかなか離れられないがゆえに、ワークそのものも紙から離れられないみたいな事例が起きているのではないかという推察をしており、なつかつ紙であることをやめようすると、自分の組織だけに閉じない話が発生するというタイプのときに、一体どこが音頭を取ってこういう問題をきれいにしていくのかというのはかなり大変な問題だなという印象も持っておりますので、これは本当に感想にすぎないですけれども、どこからサポートができるかがいいのではないかなど感じました。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございます。

今の点で事務局からありますか。

○前川課長 なかなかまだ伸びていない省庁につきましては、先ほど申し上げた他の省庁のいろいろな取組等も参考にしていただきながらということも一つはございます。

その上で、今、先生から個別に御指摘のありました検察庁につきましては、現状、訴訟記録等の書類がどうしても紙媒体でないといけないというところがあったというところなのですけれども、本年5月に刑事訴訟法の一部改正法案が成立しておりまして、刑事手続等で取り扱われる書類が今後原則として電子化されるという法案が成立をしたということです。これが電子化されますと、一連の文書も一気に電子化が進むのではないかということでございまして、この改正刑訴法の施行が令和9年3月31日までということですので、その施行に向けて今、検察庁でも新しいシステムの開発を行っているということです。

また、地方自治体に対する通知ということもこれと連動しているそうとして、こちらも改正刑訴法が施行されますと、様々な通知も電子化することが可能になるということでした。地方自治体への通知ということですと、検察庁と地方自治体と双方が当然電子に対応する必要がありますので、検察庁では今後、地方自治体との間で電子化を進めるための協議を進めていきたいということでしたので、その点を御報告させていただきます。

○上原委員 御丁寧に御報告をありがとうございます。了解しました。

○小幡委員長 それでは、川島委員、お願ひします。

○川島委員 先ほどの質問と重なりますけれども、教えていただきたいのですが、全体としてデジタル化を推進するという大きな方向性がある中で、様々な理由があつて現状のようになっているのだと思います。もちろん裁判に関わる文書ですから個人情報とかいろいろあるのでそこはいいのですが、その様々な理由の中に、デジタル化していく上でどれぐらい技術的な問題、つまり紙でないとできないということや、人的リソースの問題がどれぐらいあると思ってらっしゃいますか。

つまり電子決裁をするだけのシステムを導入してはあるのだけれども、それをやることがすごく難しいであるとか、どうしても紙でないとできないとか、あるいは電子決裁システムを利用できない人がいらっしゃるといった人の問題、あるいはすごく単純な技術の問題、そういう問題が結構あるならば、それは研修等で改善できるはずです。そういうたった研修などで解決可能と思われる初歩的な技術的問題などはどの程度の比率であると見ていらっしゃいますか。

○小幡委員長 なかなか難しい問題かもしれません、事務局からいかがでしょうか。

○前川課長 ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおり、いろいろな要因があると思います。一つには、多分、地方支分部局で多いのは、もともとの国民の皆様、あるいは企業からの提出書類が紙からスタートするので、そちらで紙をベースに業務が回っている。したがって、そういうた業務につきましては、本来的には、もしかしたら、紙を全部読み込むことによって電子化するということもあるかもしれません、そこはいわば手間とそれだけの意義がどれだけあるかというところとの比較衡量の面もあろうかと思います。あるいは、逆に紙でないといけないというもの、例えば法律で義務づけられているものとか、そうしたものもあるうかと思います。

全体の割合でどれぐらいかというのは申し訳ございません、どれぐらいかというのは。

○川島委員 何十%とか、具体的数字が出るはずはないのは分かっていますけれども、つまり改善の余地があるのかどうか、ということです。理由がしっかりとある場合は何を言つても多分駄目なのですけれども、すごくシンプルな技術的な問題がありますとか、あるいはパソコンが動作の重さに耐えられませんとか、そういうものすごくシンプルな問題の場合には、手の施しようがあるよう思うので、どうにもならない領域と改善のしようのある領域とがあるのではないか、というつもりでした。

○前川課長 失礼いたしました。改善の部分がある領域はまだあると私どもも認識しております、まさに令和5年度から6年度に大きく数値を上げた省庁は、改善できる部分を実際に本省のCRO室が、地方支分部局が単独で電子化をやろうとなかなか思っていないところを、本省からアドバイスをもらうことによって、このようにすれば電子化できるのだという気づきを与えて実際の行動に移っていたというケースかと思います。そこまでまだ

至っていない省庁もあるうかと思いますので、まずはそこをしっかりと上げていくということは、私どもがやっていかなければならないものと認識しております。

○川島委員 つまり、結構気持ちの問題、マインドの問題ということもあるということですね。承知しました。ありがとうございます。

○小幡委員長 今のやり取り、最後の回答でクリアになったと思いますが、もちろんどうしてもデジタル化できないところがまだあり、紙で必ずもらわなければならぬという形になっているものがある一方で、行政側がやる気になれば、特に地方支分局の場合、今までのやり方を変えるという強いインセンティブを与えてやっていくことで、もう少し改善できるところもあるのではないかと、川島委員のそのような問題意識だったかと思います。ありがとうございました。

ほかにございますか。

今回、表のつくり方が分かりやすくなつたと私も思っております。これを出すことによって、それぞれの省が自分のところのパーセントが分かり、例えば確かに令和4年度、令和5年度と比べると、法務省や国土交通省も上がってきていますし、頑張っていることが時系列で見える形になっています。

要するに、本省の電子割合と全体の電子割合を比べると、地方支分部局が足を引っ張っているというのがはつきり分かります。それでも今申し上げたような形で少しづつ上がってきたているという状況かと思いますので、これを各府省様に見ていただいて、自分のところもかなりパーセントが低いから、もっと頑張らなければいけないと思っていただければと考えております。

今回の状況の御説明については、ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございました。先ほどの紛失の事案については、その他のところでもあるかもしれません、とりあえず議題1については終えさせていただきます。

次に、議題2で「サイバー通信情報監理委員会行政文書管理規則案」について、内閣府から説明をお願いいたします。

○田原企画官 内閣府大臣官房公文書管理課企画官の田原でございます。議題2について御説明申し上げます。資料2-1と資料2-2が関連資料ですが、資料の2-1を御覧いただければと思います。

本年、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律が成立いたしました、今後、同法に基づき新たな行政機関としてサイバー通信情報監理委員会が内閣府の外局として設置されることとなりました。これにより、公文書管理法の規定に基づきまして、同委員会において行政文書管理規則を新たに定める必要がございますため、本日はその案についてお諮りをさせていただきます。

規則の内容につきましては、資料の中の「2. 規則の内容」に記載させていただいたところでございますが、基本的に内閣総理大臣が定めております行政文書の管理に関するガイドラインで示した規定例を踏まえたものとなっており、行政文書の管理のルールにつき

ましては、他の一般の省庁と同じ内容となっております。

細かい部分につきましては、このサイバー通信情報監理委員会と同様に、内閣府の外局として設置されておりますカジノ管理委員会における規定ぶりを参考にしておりまして、この委員会の組織の規模なども踏まえた上で、全体として行政文書の適切な管理を行うための体制、そして、規定の書きぶりとなっているものと考えております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、資料の中の「3. 今後のスケジュール」に記載しておりますが、現在、サイバー通信情報監理委員会の設置の日、すなわち法律の該当規定の施行日につきましては、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりまして、現在のところ、これは令和8年5月22日までのいずれかの日ということで、今後政令で定めるということになっております。

本日は、実際に御審議いただける機会ということで、このタイミングで委員会に案をお諮りさせていただきましたが、公文書管理法に基づく必要な手続、すなわち委員会への諮詢、そして、答申をいただくという実際の文書のやり取りにつきましては、委員会が設置されたその日付で行わせていただければと考えております。

簡単ではございますが御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○小幡委員長 ありがとうございました。

新しい法律の下で新しい行政機関、委員会ができるということで、お諮りしたいということでございます。質疑応答に入ります。委員、専門委員の皆様、いかがでしょうか。カジノの委員会に倣っているという感じですが、何かありますか。

上原委員、お願ひいたします。

○上原委員 特に問題があるというわけでもなく、肃々と規程をつくっていただければと思います。

一言だけコメントをさしあげますと、言うまでもなく、もちろん元となったカジノ管理委員会とはかなり性質の異なる委員会で、特に扱う情報が国家安全保障上のいろいろな機微の情報を含むこともあるという意味において、少し性質が異なる組織なのかなと思っております。その上で、もちろんそういう国家安全保障上の影響には十分配慮しつつ、きっちりと公文書管理をしていただいて、透明性の確保、一方で、サイバー通信情報監理委員会そのものは国民に対する、ある意味でサイバー通信情報監理というものが適正に行われることによって、国民の過度な監視などにつながっていないということを保障する委員会であるという意味からも、透明性の確保には十分御留意いただきたいとコメントだけ残しておきます。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございました。

では、内閣官房からお願ひいたします。

○高村参事官 内閣官房サイバー通信情報監理委員会設置準備室の高村と申します。よろ

しくお願ひいたします。

上原先生、コメントをありがとうございます。

今回つくる三条委員会でございますけれども、行政機関として作成する文書、すなわち規程類の整備とか、そういった部分、もしくは会計、もしくは旅費、職員管理等々に関するものについては、通常の役所と同じように情報公開請求等々を含めて対応できると思っておりますが、残念ながら委員会が持っているメインの機能である政府がサイバー安全保障のためインターネット上の通信を取得し分析する、もしくはそれで防御に役立てましょう、もしくは本質的には守ればいいのですけれども、この攻撃が本当に来てしまったら守り切れませんと、だから、攻撃元をつぶしに行きましょうということを政府ができるという法律なのですけれども、それを本当に政府がやることが正しいのかどうかというのをジャッジする外部機関という位置づけになっております。

その関係で、実際の審査の資料については、通信情報につきましては、通信に関しては内閣府から、あと、我々は無害化と呼んでいますけれども、攻撃元をつぶしに行くということについては警察庁、もしくは自衛隊から承認の求めが上がってくるわけでございます。こちらについては基本的に情報のオーナーが他府省庁になるということで、そちらの秘密の解除の状況に応じてしか公表することはできないということになっております。

この関係もあって、法案審議のプロセスの中で、もともと政府案として出していた法律案の中で委員会は1年に1回国会に報告するという条項を入れておったのですが、ここについてより具体化をするのであるということで議院修正が行われました。その中で、具体的に何を報告するのだということについて条文記載をいただきましたけれども、結果的には承認の求めの件数と承認した件数、要するに、いつ何について承認したのかということは国会にも報告しないという形での議院修正になっております。もちろん国会から個別の御質問等で説明の求めがあれば、対応可能な範囲で対応していくということになりますけれども、いずれにせよ、安全保障が係るということで、必然的に情報開示があまりできない組織になるのだということは御了承いただければと思っております。

駆け足ですが、そんな感じでよろしゅうございますでしょうか。

○上原委員 ありがとうございます。クリアな説明をいただいたかと思います。

いずれにせよ国民からの信頼を得るアンカーとなるための組織であるということで、この組織そのものの運営がある意味ですごく国民の注目を集めることになるのだろうと思っています。いろいろバランスが難しいところあるかと思いますけれども、できる範囲で組織運営、あるいは個別の事案が公開できないことはよく存じ上げておりますけれども、そういう組織運営の透明化というところだけは、何とか担保できればと思っております。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございました。

新しい委員会ですので、先ほどカジノ管理委員会に倣っているというのは、組織のサイズとか、そういうことで申し上げたので、性質が大きく異なるということは当然でござい

ますが、今、上原委員から御指摘があったような透明性の確保ということに留意して運営していただければと思っております。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、このサイバー通信情報監理委員会行政文書管理規則案について、特段の御異議がないようですので、この規則案については了承いただいたものといたします。時期は、サイバー通信情報監理委員会が発足した際に、委員会としてその旨を答申するということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして議題3に移ります。議題3は「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定めの一部改正案」についてです。内閣府から御説明をお願いいたします。

○田原企画官 では、議題の3でございます。資料の3-1と3-2が関連資料ですが、3-1を中心に御説明申し上げます。

本件は、公正取引委員会における行政文書の管理に関する定めの一部改正について、公文書管理法の規定に基づき委員会にお諮りをさせていただくというものでございます。

本改正内容につきましては資料の中の「改正の概要」に記載されたとおりでございますが、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が来年1月1日に施行されまして、下請代金支払遅延等防止法の法律名自体が変更されることに合わせ、現在、下請代金支払遅延等防止法、略称として下請法と記載されている箇所につきまして、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律、略称として取適法と改めるというものでございます。

手短ではございますが改正内容は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○小幡委員長 これは法律が変わったということで、形式的に取適法という名称に管理規則を改めるということでございます。かなり形式的ではございますが、委員の皆様から何かいかがでしょうか。

よろしくございますか。

それでは、こちらは異議がないということでございますので、公正取引委員会における行政文書の管理に関する定めの一部改正案について御了承いただいたものとして、委員会としてその旨を答申することとさせていただきます。

ありがとうございました。

次に、議題4の「その他」でございます。内閣府から説明をお願いいたします。

○藤本独立公文書管理監 内閣府独立公文書管理監の藤本と申します。

今年8月、デジタル庁において同庁の発足に伴う関係行政機関からの行政文書ファイル等の引継ぎの過程で、一部の行政文書ファイル等が所在不明であることが判明する事案が発生いたしました。

内閣府としては、今般の事案を受けて、同日、各行政機関の総括文書管理者に対し、組織の新設改廃に伴う府省をまたいだ行政文書ファイル等の引継ぎを適切に実施するよう求

めるとともに、引継ぎを実施するに当たっての留意点を具体的に示しました。更に各行政機関の公文書管理監に対しても、府省をまたいだ行政文書ファイル等の引継手続の適切な実施について徹底を求めました。引き続き各行政機関に対して、行政文書の引継ぎの適切な実施を含め、行政文書の適正な管理の徹底を促してまいります。

なお、本日御欠席の森本委員から、資料4-2に関して、府省をまたぐ場合のみでなく府省内での組織変更に伴う文書の移動についても同様に留意いただきたいとのコメントを頂戴いたしました。

資料4-2でございますけれども、独立公文書管理監と総合推進政策推進室長による組織の新設改廃を伴う府省をまたいだ行政文書ファイル等の引継ぎの適切な実施について要請する今年8月8日付けの文書でございます。こちらについて府省内での文書の移動についても同様に御留意いただきたいというコメントでございました。府省内の組織変更による行政文書ファイル等の引継ぎにつきましても同様に適切に対応すべきであり、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございました。

デジタル庁の発足に伴ってきちんと文書が引き継がれればよかったですですが、このような所在不明の文書があったことが分かったということについての対応の説明でございます。

委員、専門委員の皆様からの質疑応答に入りたいと思います。いかがでしょうか。

葭葉委員、お願いします。

○葭葉委員 葭葉です。御説明ありがとうございます。

私は質問とか意見ということではなくてお願いということになりますけれども、本件でデジタル庁としても再発防止策を取っていて、内閣府としても府省をまたいだ行政文書ファイル等の引継ぎの適切な実施をするよう各行政機関に要請を行ったということも御説明を受けたところですが、行政文書ファイル等が所在不明になる事態はあってはならないことですので、今後も引き続き研修だとか、様々な機会を捉えて風化させることなく、継続して再発防止に取り組んでいただきたいと、ぜひお願ひしたいと思っています。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございました。

内閣府から、よろしくお願ひいたします。

○藤本独立公文書管理監 本事案を踏まえての対応でございますけれども、まず、行政文書の管理に関するガイドラインというのがございます。こちらの中で組織の新設改廃の場合の行政文書ファイル等の引継ぎ手続について、引継元、引継先、双方における措置を定めてございます。更に今回の各府省への要請文書におきまして、あらかじめ十分な時間的余裕を持って引継手続を計画的に実施することや、CRO室も引継手続に関与するとともに、必要な指導・助言を行うことなど、引継ぎを実施するに当たっての留意点を具体的に示しておるところでございます。

引き続き各行政機関に対して行政文書の引継ぎの適切な実施を含め、行政文書の適正な管理の徹底を促してまいりたいと考えております。

○小幡委員長 ありがとうございました。

それでは、木村委員、お願ひいたします。

○木村委員 今のやり取りでほとんど尽きていることなのですが、若干の補足的な感想を申し上げますと、これはまさに府省をまたぐか、またがないかを含めて、ほかでもあり得る話だと考えています。

特に資料4－1の最初のページのデジタル庁からの説明文書を見ると、2つ目のポツなどは、組織改編以外の場合でもあり得る話だと思います。つまり現物と管理簿の間に齟齬があるというのは日常的にあり得る話ですので、たまたま組織改編があったからこれが露呈のであって、このあたりは、それこそ日常的な研修とか、あるいは監察業務などでしっかりと御対応いただきたいということになると思います。ということで、今回の話はデジタル庁の創設というトピックに限った形で認識されるべき話ではなくて、日常的な公文書管理に引き直して御対応いただきたいと思います。

もっと言えば、日本の場合は省庁再編などがあまりないから、こういう事態が注目されるのでしょうかけれども、フランス辺りで言えば、ほとんど内閣が替わるたびに省庁再編があるわけでして、こういう組織改編が恒常的にあるというのが諸外国でよくある姿だと思います。日本の例に引き直して言えば、いつ組織改編があってもいいという意識を持ってやっていただければ、緊張感が高まるのではないかと思います。

以上です。感想です。

○小幡委員長 貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、伊藤委員、お願ひします。

○伊藤委員 私も今の木村委員とほぼ同じ趣旨のコメントですけれども、今回たまたま組織改編があったことによって明らかになった部分もあると思います。もちろん今回見つかったところは、引継元の省庁ではもう一度点検をきちんと行っていただきたいと思います。この事例を踏まえて、文書と管理簿との間の対応関係について改めて各行政機関がきちんと対応すること、これは既に措置されているとは思いますけれども、ぜひその点も含めて対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございます。

では、引き続き川島委員からお願ひいたします。

○川島委員 このような組織の統廃合・改編の際の公文書の扱いは大変難しい問題だと思いますけれども、様々なケースが考えられます。

一つお伺いしたいのは、例えば日本学術会議の事例です。この組織は間もなく法人化されるのではないかと思います。そういうような場合には公文書が公文書でなくなってしまうのか、つまり新法人に引き継がれた瞬間にそれまで公文書であったものが公文書でなく

なってしまうのか、ということなど、いかなる処理をするのか、どういう準備をされているのかということについてお伺いしたいと思います。事例としてお伺いします。よろしくお願いします。

○小幡委員長 今、御質問がございましたので事務局から。

○前川課長 お答え申し上げます。日本学術会議に関するお尋ねがございました。日本学術会議につきましては今年の通常国会で法案が通りまして、現在、内閣府の特別の機関として置かれている組織でございますが、こちらは来年の10月1日をもって特殊法人に法人格が変わるという法案が成立しているところです。

来年10月以降の日本学術会議の公文書管理法上の扱いでございますけれども、こちらは本日、行政文書の管理状況報告で御説明した枠組みで申しますと、現在は1つ目の項目、行政機関が持つ行政文書の扱いですが、新法人化した後は特殊法人となりまして、こちらは2つ目の項目で御説明しました独立行政法人等の法人文書の扱いとなります。したがいまして、扱いは行政文書から法人文書には変わりますけれども、引き続き公文書管理法の枠内の中で管理をされていくことが予定されております。

具体的にどの文書を新法人に移管するのか、あるいは場合によっては内閣府が引き続き持つのか、これは今後の検討ということで伺っておるところでございます。

○川島委員 つまり今現在は公文書であっても、法人化すると、扱いというかカテゴリーが変わっていくということですね。分かりました。ありがとうございます。

○小幡委員長 さきほどの木村委員、伊藤委員からの御意見についてはよろしいですか。

○藤本独立公文書管理監 木村委員、伊藤委員から御指摘がありましたとおり、今回の事案ですけれども、確かに基本的な文書管理が日頃からなされていなかつたということが一つ大きな要因として言えるのかなと思っております。

資料4-1のデジタル序からの御説明文書を1枚めくっていただくと、別添のところで所在不明の行政文書ファイル等の概要という一枚紙がございます。こちらにありますとおり、今回、所在不明になった文書ですが非常に古いものが多くて、例えばデジタル序発足までの間に既に保存期間が満了しているファイルが11ある、あるいはデジタル序発足以降現在までの間に既に保存期間が満了しているファイル等が6つある等々ということで、いろいろな要因が考えられるわけですけれども、日頃からの管理をきちんとしていなかつたということは否定できないところであろうと思います。

私どもは引き続き公文書の監察業務をきちんと適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小幡委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

行政組織は、いろいろな状況に対応する必要があるため、組織改編はどうしても必要だと思うので、日本では大きな改編は少ないぐらいですが、同じ組織・機関内での改編は多いと思いますので、そのときに文書管理についてあわてることのないように、日頃から文書をきちんと管理していることが重要かと思います。そうでないと、いざ組織改編となっ

た時に、文書引継ぎが困難な状況になるリスクがあることになります。したがって、そのようなこともぜひ視野に入れて、日頃からの文書管理に努めていただくことが大事かなと思います。御指摘にもございましたが本当に組織改編というのはいつあるか分からぬので、ぜひ各府省に対しては、そういう意気込みで日頃から文書管理体制を整えていただきたいということをお願いできればと思っております。

では、よろしいでしょうか。

それでは「その他」は、終わりということになります。

最後に、国立公文書館から鎌田館長にいらしていただいているので、何かございましたらお願いします。

○鎌田館長 発言の機会を頂戴しましてありがとうございます。委員の皆様には日頃から大変お世話になっております。

国立公文書館としても公文書管理法の適正な運用に努めているところでございますが、本日は、令和7年度における展示及び学習支援に係る取組について御報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料5-1をご覧ください。なお、これらは新館の開館に向けて、来館者、利用者層の拡大を図るべく様々な改善策を講じている一環であるということも申し添えておきたいと思います。

お手元の資料5-1の「展示会の開催」と題するものからまず御説明いたします。今年度はNHKの大河ドラマと関連した春の特別展から始まりまして、それぞれの時期に応じた展示会を開催してまいりました。このうち夏の特別展では終戦から80年という節目になったこともありますて「終戦」を取り上げましたが、昨年の同時期と比較して入場者数はほぼ倍増いたしました。なお、中国人の来館者が多かったというのもこの展示の特色だったと記憶しております。

また、この展示会では、NHKと協力して特別展の会場内で終戦の詔書の8K高精細CGアプリケーションを展示しました。このアプリケーションでは8Kで高精細にデジタル化された画像を用いて細部まで見ることができると同時に、音声や関連資料の映像等にリンクさせることでより分かりやすく、また、周辺資料等を深掘りできる展示となりました。

このほか、和綴じ体験や千代田区観光協会と協力したキッチンカーの出店など、積極的に利用者層の拡大に取り組んできたところあります。

次に、裏面にあります学習支援に関する取組について御説明いたします。学習指導要領の改定等を受けまして、令和7年度から当館ホームページにおいて動画やクイズ・資料集といった学習コンテンツの公開を開始し、教科書で取り上げている重要な歴史的な出来事について楽しく学べるように発信しております。現時点では男子普通選挙や女性参政権といったテーマのコンテンツをそろえており、今後更に拡充してまいります。また、中高生向けの出前授業、教員向けの見学ツアーなどを積極的に実施し、児童生徒が公文書、公文書館への関心を持つきっかけとなるような機会を提供しているところであります。

なお、資料5-2にチラシを載せておりますけれども、当館では令和7年度の第3回企

画展といたしまして、来年の干支にちなみまして「馬とまつりごとー神事と武芸から見る馬の日本史ー」を来年の1月17日から2月21日まで開催する予定ですので、ぜひ御来館いただきたく御案内申し上げます。どうもありがとうございました。

○小幡委員長 鎌田館長、ありがとうございました。

本日用意した議題は以上となります。

全体を通じて何か御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、何もないようでございますので、以上で、第116回「公文書管理委員会」を終了いたします。お忙しいところ、御参加いただきありがとうございました。

以上